

様式4 (行政手続条例適用：個票番号3001)

不利益処分に係る処分基準

平成27年10月9日作成

処 分 名	厚岸町教育委員会の会議への入場の制限
根 拠 法 令 名	厚岸町教育委員会傍聴規則 (平成4年厚岸町教育委員会規則第2号)
根 拠 条 項	第3条
根 拠 条 文	次の各号のいずれかに該当する者は傍聴することができない。 (1) 酒気を帯びていると認められる者 (2) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者 (3) 前2号のほか、教育長において傍聴を不相当と認める者
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり
所 管 部 署	教育委員会 管理課総務係
備 考	

様式4 (行政手続条例適用：個票番号3002)

不利益処分に係る処分基準

平成27年10月9日作成

処 分 名	厚岸町教育委員会の会議場からの強制退場
根拠法令名	厚岸町教育委員会傍聴規則（平成4年厚岸町教育委員会規則第2号）
根拠条項	第4条第3項
根拠条文	傍聴人が前2項の規定に違反したときは、教育長はこれを制止し、その命令に従わないときには、退場させることができる。
処分基準 の 内 容	<p>上記根拠条文のとおり</p> <p>前2項については、 第4条第1項 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) みだりに傍聴席を離れること。 (2) 帽子、外とうの類を着用すること。 (3) 飲食すること。 (4) 私語、談話、拍手等をする事。 (5) 議事に批評を加え、又は賛否若しくは意見を表明すること。 (6) 前各号のほか、会議の妨害となるような行為をすること。 <p>第2項 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に教育長の許可を得たときはこの限りでない。</p>
所 管 部 署	教育委員会 管理課総務係
備 考	

様式4 (行政手続条例適用：個票番号3003)

不利益処分に係る処分基準

平成27年 2月13日作成

処 分 名	指定学校変更の許可の取消
根拠法令名	厚岸町立小学校・中学校通学区域規則
根拠条項	第6条
根拠条文	教育委員会は、第4条の規定に違反して指定学校以外の学校に入学した児童生徒に対しては、この入学を取り消し、当該指定学校に変更することができる。
処分基準の内容	<p>教育委員会は、指定変更申請書に虚偽の記載があったときは、この指定変更許可を取り消すことができる。</p> <p>＊ 第4条の規定による許可基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ① いじめへの対応 ② 通学の利便性 ③ 病気などの身体的理由 ④ 年度又は学期途中での転居 ⑤ 既に就学校の変更をしている兄弟がいる場合 ⑥ その他、教育的配慮を必要と認める場合
所管部署	教育委員会管理課学校教育係
備 考	